

令和7年大網白里市議会第4回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和7年12月11日（木曜日）午後1時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

土屋忠和	委員長	黒須俊隆	副委員長
斎藤完育	委員	猪崎紀人	委員
上代和利	委員	北田宏彦	委員

出席説明員

財政課長	森川裕之	財政課副課長	山本卓也
財政課副主幹 兼契約管財班長	小林貴大	財政課主査 兼財政班長	加藤岡大祐
財政課副主査	西川毅		
参考事 (総務課長事務取扱)	田邊哲也	総務課副課長	高橋和也
総務課主査 兼行政班長	秋田谷知則	総務課主査 兼人事班長	猪野一洋

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜澤康治	副主幹	松本剣児
主任書記	小笠原勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第11号 議会で議長の許可なく発言し、議員の質問を妨害した市長に対し、市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情
- ・陳情第12号 危険な場所に計画されている道の駅の建設を止めてもらう為の陳情
- ・陳情第14号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第2号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算（第4号）（財政課）
- ・議案第7号 大網白里市新財源検討委員会条例の制定について（財政課）
- ・議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について（総務課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

最初に委員長から挨拶をお願いします。

（午後 1時00分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆様ご苦労様でございます。

今回当常任委員会で協議する内容は、陳情が3件、議案が3件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願ひいたします。なお、本日もA I 反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクの使用をお願いいたします。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） では傍聴希望者いますか。

（「おります」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） では傍聴の希望がありましたのでこれを許可します。

傍聴者を入室させてください。

（傍聴者 入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 本日の出席委員は6名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第11号 議会で議長の許可なく発言し、議員の質問を妨害した市長に対し、
市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情

○委員長（土屋忠和委員長） これより当常任委員会に付託となった、陳情第11号 議会で議長の許可なく発言し、議員の質問を妨害した市長に対し、市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容についてはすでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。
それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。どうぞ。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 皆さん、特にご意見がないようなので副委員長ではございますが、一言、意見を述べさせていただきます。

陳情者はこれまで同様の陳情をしてまいりました。その中で、その都度私も申し上げたとおり、陳情者のおっしゃるとおり、市長に対する議会、市長に対する政治倫理条例は必要だというふうに私は申し上げてまいりました。

その議論の中で、前回の議論で北田委員と上代委員の話されたこと、内容が、この陳情者の佐藤さんから本陳情に書かれていますが、市長にも同様の条例を作つてもらうのに、タイミングをはかることが必要なのでしょうか。なぜ見定めてその後に検討することが必要なのでしょうか、というふうに陳情者がおっしゃっております。私も全くその通りだと思います。

タイミングをはかったり、その後に検討するということではなくて、一刻も早く、市長に対する政治倫理条例を制定する必要があるので、議会としての立場を明確にするべく、この陳情を採択するべきだと、そういうふうに申し上げさせていただきます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方、どうぞ。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の意見としては前回、同様の意見でございます。

タイミングをはかる必要ないというお話もありましたが、やはり我々自身がしっかりと、ルールづくりを、議員側のルールを作つた上で市長にも求めていくっていうのが、やはり適切なのかなというふうに私は思います。

また、今回の陳情の表題に記載されております「議会で議長の許可なく発言し、議員の質問妨害した市長に対し」ということで、具体的な行動に関して、政治倫理条例の対象になるような、そういう記述だと思うんですが、ちょっとその辺の意図がよくわからないんですが、これ6月議会での一般質問での出来事かと思うんですが、その後9月議会で、市長の方から陳謝したという経緯があって、すでに終わった話なのかなと思うのですが、ちょっとその辺がよくわからないんですが、意見としては先ほど冒頭に申し上げたように、これまでどおり、我々側の議員の方のルールを策定してからでよろしいと思います。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この陳情の表題にあります「議会で議長の許可なく発言し、議員の質問を妨害した市長に対し、市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情」とありますが、私は議会で議長の許可なく発言し、議員の質問を妨害したという、市長が妨害したということは、仮に、政治倫理規程、政治倫理条例があったとしたらそれに反する問題だと私は考えます。

ただしこれが、この問題が直ちに政治倫理条例に反するから、例えば審査会を作って、市長を糾弾するだとか市長審査するとかそういうことを言ってるわけではありませんもちろん。議長の許可なく発言し、議員の質問を妨害したり、またその他、議会の妨害するようなことはあっては当然ならないことであって、今回は市長が陳謝したということで事なきを得ましたが、場合によって市長が開き直って、議会の方を妨害することなんていうのは市長の自由だなんていうことを仮に述べたとしたらね、それは政治倫理条例なりそういうものがあったとしたら、その規定に基づいて市長に対して審査会を開くなんてこともあります。これはあくまでも推測というか仮定の話なので、仮定の話はこれ以上進めませんが、今回、その議会で議長の許可なく発言して、議員の質問を妨害して市長から陳謝を受けたという事実はあるわけなので、この事実を基にこの陳情者がこの政治倫理条例を制定してもらうための陳情を出してきたということだと私は理解しております。

そういう意味でこの陳情は、大変必要な陳情だというふうに思います。

それからもう1つ、タイミングをはかるとか今ではないとか、議会の政治倫理規定を検討した後に進めたいとかっていう意見は、それ自体は私もわかります。それ自体は。それは、言葉尻はよくわかる。ただ、これは陳情者が、市長に対する政治倫理条例を制定してくださいという市民からの要望で、私たちの問題ではありません。議会が襟を正すなんてことは全く関係なくて、市民からの陳情が来たことに対して私たちは審査をして、これは必要なのか必要じゃないのかということを審査するのが、本委員会だと私は考えますので、この政治倫理条例を制定してもらうための陳情に関しては、市民からのこの陳情、要望に對してのみ、審査をするべきだと考えます。その上で私は、必要な陳情ではないかと。必要な条例ではないかと思い、この陳情に、賛成したいなというふうには今のところ考えております。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） 大丈夫ですかこの後討論になりますので、意見、大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ではですね、次に討論ですが希望者はありますか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 陳情者のおっしゃるとおり、市長に対する、市長を対象にした政治倫理条例がないということは、私たちのその市、及び市長、そういうものが、この品質管理を満たしていないということだと私は考えます。

市長が、きちんと政治倫理条例を制定して、自ら政治倫理的に、問題ないということを市民に対して、発言する、そういうことが必要だと私は考えますので、政治倫理条例を制定してもらうための陳情、第11号に対して、賛成の意見を述べさせていただきます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方、ありませんか。

（「なし」「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ではお諮りいたします。

陳情第11号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少數。

よって、陳情第11号は不採択と決しました。

以上で、陳情第11号の審査を終わります。

◎陳情第12号 危険な場所に計画されている道の駅の建設を止めてもらう為の陳情

○委員長（土屋忠和委員長） 次に、陳情第12号 危険な場所に計画されている道の駅の建設を止めてもらうための陳情の審査を行います。陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは委員の方の意見を伺いたいと思います。どうぞ。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 これ、前回も同じことを言ったかもしれないんですが、今、民間活力導入可能性調査というのを行っておりますので、それも国費で認められやっている最中なので、

それが出てからでも……出てからでもじやないな、出てからの話だと思います。

それと、必ずどんな形になったとしても、議会で、議案としては出てきますので、その際に、建設するのかしないのかという議論があると思いますので、そこでやるべきことだと私は思っております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 その後陳情者の方の危険な場所に計画されている道の駅を建設すると、当然、一番いけないことだと思いますし、本当にこの来訪者のこの安全を、しっかり無視したり、人命に関わることは重大なことでございます。

ですので、今後そういう検討は隨時進めていくことだと思いますし、検討委員会の方の10回目でしょうか、になってるわけなんんですけども、その動向を、もう少し、私は見ていきたいというふうに思っております。

本当にしっかり安全を配慮しながら計画を進めていくと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方、ございませんか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この陳情も、これまで同様の陳情があった案件だと思いますので、この本委員会で引き続き、この議論をしているそういう内容だと思います。

これまでの内容として、検討委員会が終わったらと、今度は、次は民間活力導入可能性調査が終わったらとずる。そのうち設計も終わって、最後に建設するかどうかっていう時にこれまで何百万円も設計費も出したから造るしかないだろうっていうふうになるのは、目に見えてるわけで、私たちは厳しい財源の中も、このような、ずるずるいくのではなくて、今造るのか造らないのか、少なくとももう少し議論を進めてもらう必要があるだろうとそんなふうに考えるものです。

本陳情の中で、かなり私は重大な内容があったというふうに認識しました。これ、この2ページ目ですか、の2行目あたりからありますが、これ議会事務局が作成した方の陳情書の2ページ目ですね。短いですから私読み上げます。「それに、陸閘の件は大網白里市道の駅基本構想に載っていません。このような重大なことを説明せずにパブリックコメン

トを実施した行政の責任は非常に重いと思います。第9回大網白里市道の駅整備検討委員会の資料にも載っていません。市民に説明していないのですからサウンディング調査や、今回の民間活力導入可能性調査でも応募してきた業者に説明していない可能性もあります」と、このように書かれているわけですが、確かに私も陳情者のこの意見を聞いて、このような疑念を持つものであります。

市民に対して、重大な津波の危険性、高潮の危険性。また、津波警報が起きた後の内容。たった2分後からゲートが閉まって、閉まり始めて10分ぐらいで閉まってしまうという、私が一般質問した答弁の中で、1分間に10人市の職員が、ゲートを超えるのに陸閘の階段を昇って反対側に行くのに、陸側に行くのに、掛かったという調査から海水浴客1,000人いたら、単純計算でも100分掛かってしまう。この道の駅のお客さんは何もその海水浴客のお客さんだけではないですから、脚の悪い方もいれば、いろんな方がいるわけで、非常に危険な場所に道の駅を造るんだと。それに対して、市が何も説明もないどころか、対策も考えていない。現時点でも、海水浴客に対しても何も考えていないということがこの間明らかになっているわけで、この道の駅整備検討委員会ですね、サウンディング調査、また、民間活力導入調査で応募してきた業者に、市はこのようなことを説明しているのか説明していないのか、これは当委員会で調査する必要がある、大変重要な重大な事案だと思いまので、私からは本委員会で結論をするのではなく、担当課を呼んできちんと調査すべきだと思いますので、継続審議を要求いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方ご意見ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） ではですね、ただいま陳情第12号について、継続審査を望むご意見がありましたので、まず、継続審査することについての採決をいたします。
お諮りいたします。

陳情第12号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少數。

よって、陳情第12号の継続審査は否決されました。

継続審査が否決されたので、これから結論を出していただきます。

お諮りいたします。

陳情第12号を採決することに賛成の方の……

(「委員長、討論」と呼ぶ者あり)

○委員長（土屋忠和委員長） 討論かごめんなさい。すみません。ちょっと暫時休憩で。

(午後 1時18分)

○委員長（土屋忠和委員長） 再開いたします。

(午後 1時18分)

○委員長（土屋忠和委員長） では意見が出尽くしたということで次に討論ですが、希望者はございますか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私はただいま安全性の確認が、できているのかそういうことをきちんと、今まで検討委員会や、今調査しているその民間活力導入可能性調査等で説明しているのか調査するべきだということを申し上げましたが、それができないうちにこの陳情を、不採択にして、危険かもしれないそういう場所に道の駅を建設することを進めることに反対、という理由から、先ほどは継続調査を求めましたが、今回、採決をすることなので、本陳情第12号 危険な場所に計画されている道の駅の建設を止めてもらうための陳情について、現状の私が確認できる情報から、まだ危険性の克服ができるいいということで、この陳情に賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 継続審査が否決されましたので、これから結論を出していただきます。

お諮りいたします。

陳情第12号を採決することに、賛成の方の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって、陳情第12号は不採択と決しました。

以上で陳情第12号の審査を終わります。

◎陳情第14号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

○委員長（土屋忠和委員長） 次に陳情第14号、庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う心理的圧力の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情の審査を行います。陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは委員の方々の意見を伺いたいと思います。

北田委員。

○北田宏彦委員 この政党機関紙の購読勧誘につきましては、私もかねて一般質問の中で取り上げまして指摘してきたことでございます。

そういう中で、すでに一度本趣旨の陳情も採択しておりまして、執行部においては、概ね対応が図られているものと考えます。ただ、執行部の方からは、昨年、議会に対して、議会内での対応を図っていただきたいという話がございまして、そのへんは現在、政治倫理のルールを策定していく中で、今後図って、しっかりと対応していくのかなと思います。

そういうことからいたしまして、すでにこの願意は概ね達成されているのかなと思いますが、趣旨において賛同できるものでありますので、私の意見としては賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 私も基本的には内容としては、概ね良いとは思っておりますが、陳情項目の方で、①②、③とある、この②なんですが、こちらの方で現行の契約を一旦すべて中止しというふうにあるのが、ちょっとそこまで強力にやるのはいかがなものかなと思います。決して別にそれを認めるわけではないんですが、徹底して勧誘行為をやらないようにとか、職員が自発的に購読するのはいいとしても庁舎内でのそういうことをやらないというのはこういうことに対しては、賛同いたしますが、すべて一旦全部をまず良いも悪いもなく、中止するというのは、ちょっとそこは行き過ぎのような感じが私はします。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 私この以前、この陳情をいただいて、本議会において採択をしました。それで、その後、行政の方では調査等も進んで、そういう結果も発表されまして、本当にこの願意には賛同をしたいと思ってます。

また、この③のですね本当にここにあるこの「職員が自発的に購読することは自由ですが、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください」と、本当にこのように努めていただきたいというふうに私も思っておりまして、この願意には賛成をいたします。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

斎藤委員。

○斎藤完育委員 私も今ありました他の委員の皆様と同じような意見なんですけれども、確かに職員がこれによって心理的な圧力を感じているとかそういった事実が数字として現れて、本市ですね、数字として現れております。それに向けて、執行部の方はそこに対応する形でアンケート調査だったりとか、そういった部分で、大分そういう意味では本市は前向きにというか、取り組めているのではないかというふうに思っております。

最後の陳情ということでありますけれども、現状、本市では取り組んでいる部分もありますが、皆さんおっしゃるように、この主張、願意というところは、さらなる部分のお話だと思いますので、賛同する部分が多いのかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） はい。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この陳情の中で、1ページの下の方の、下から1、2、3、4行目、「職員個人の思想信条及び政治的な自由を担保する形で」陳情しますと、省略しますが書いてあります。

この陳情者自らが言っているとおり、これは思想信条及び政治的な自由を侵害する、大変危険なおそれもある中で丁寧にやってくれってのが陳情者の願意だとは思うんだけども、そういう思想信条及び政治的な自由を侵害するようなおそれのあることは、本当に丁寧に丁寧にやらないといけないと。そういう意味で、この間、市長からはその対策を行つたっていうことがあるわけですけれども、ただね、その対策を行つてうまくいった、いつてないってのも聞いてないし、その後どうなってるのかっていうのもあるし、あと私アンケート調査については非常に不満のあるアンケート調査でね、一体職員がハラスメントを受けたとされているね、それぞれのその年代だとかそういうのも一切明らかになってない

し、そういう意味では、私の認識としては、現在、その職員に対するパワハラが行われて いるのか行われていないのか、全くそういう認識がないというのが一つ。だからそのよう な実態があるのかどうか、ぜひ調査したい。そんなふうに思います。

また、これまでね半年かちょっと1年かちょっと忘れましたが、その間に市がどんな対 策を行っていて、その結果どうなったのかこれについても調査する必要があるということ で、この陳情に対して、私が今、賛成する、採択するための情報が非常に足りないとい ふうに考えておりますので、この陳情についても継続審査を要求いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆さん出尽くしたようなので、次に討論ですが希望者はありま すか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ただいま、陳情第14号についての継続審査を望むご意見があ りましたので、まず継続審査とすることについての採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第14号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少數。

よって、陳情第14号の継続審査は否決されました。

継続審査が否決されたので、これから結論を出していただきます。

お諮りいたします。

陳情第14号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成多数。

よって、陳情第14号は採択と決しました。

以上で、陳情第14号の審査を終わります。

◎条例等付託議案の審査

- ・議案第 2号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算（第4号）
- ・議案第 7号 大網白里市新財源検討委員会条例の制定について

○委員長（土屋忠和委員長） これより、付託議案の審査を行います。

まず担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に当該議案の採決を行いま

す。

それでは、議案第2号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算、議案第7号 大網白里市新財源検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○委員長（土屋忠和委員長） 財政課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号及び議案第7号の説明をお願いいたします。

森川課長。

○森川裕之財政課長 財政課でございます。

はじめに本日の出席職員を紹介させていただきます。皆様から向かって私の左隣、副課長の山本でございます。

○山本卓也財政課副課長 よろしくお願いします。

○森川裕之財政課長 次に私の右隣が副主幹で、契約管財班長の小林でございます。

○小林貴大財政課副主幹兼契約管財班長 よろしくお願いします。

○森川裕之財政課長 その隣が主査で、財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしくお願いします。

○森川裕之財政課長 また、課員1名を補助員として同席させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

最後に私、課長の森川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以後は着座にて失礼いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） どうぞ。

森川課長。

○森川裕之財政課長 それでは去る11月21日に開催されました全員協議会でお配りした、12月補正予算の概要に沿ってご説明させていただきます。12月補正予算の概要をご覧いただきたいと思います。

議案第2号 一般会計補正予算（第4号）でございますが、既定予算に9億6,378万円を追加するもので、補正の主な内容として、大項目の1、ふるさと応援寄附金促進費3億4,000万円でございますが、本年10月末時点のふるさと納税による寄附は12億9,823万9,000円となりました。

この寄附額の急激な増加を考慮し、年度末までの寄附金の歳入見込み額を6億円増額し、20億円に引き上げるとともに、返礼経費を3億4,000万円増額し、11億2,031万6,000円にしようとするものでございます。

次に大項目の2、施設整備関係事業7,821万3,000円のうち、①の津波避難タワー4,019万円でございますが、実施設計計画の確定に伴い、所要額を追加するものでございます。当初予算では1億5,000万円を予算措置しておりましたが、建築資材の高騰ですとか、人件費の上昇により、建築費が増大し、補正後の工事請負費は1億9,019万円となります。財源は3ページになります。7の主な歳入の（2）市債のうち3,610万円で、残りは一般財源となります。

1ページにお戻りいただきまして、②、大網白里アリーナ2,516万4,000円でございますが、アリーナ敷地内のターラン舗装のランニングコースの老朽化が進み、舗装材の剥がれや樹木による段差が生じている箇所があることから、舗装を修繕するものでございます。財源は3ページ、7主な歳入の（2）市債のうち2,260万円で、残りは一般財源となります。

再び1ページにお戻りいただきまして、③学童保育室、1,140万円でございますが、令和8年4月から高学年の児童を受け入れる計画としており、その定員数の増加に対応するため、大網、大網東、増穂、増穂北の4か所の学童保育室については、施設整備が必要となっております。その内訳は、床の修繕や防犯カメラ設置等の工事請負費333万9,000円。保育備品等の購入費614万円、このほか、消耗品費等192万1,000円となります。財源は3ページの7主な歳入の（3）こども・子育て支援交付金、国庫補助金と県補助金を合わせた760万円で、残りは一般財源でございます。

再び1ページに戻っていただきまして、④の東宮谷市営住宅145万9,000円でございますが、入居者の退去に伴い、2部屋の入居前修繕工事を行うものでございます。財源は全額が一般財源でございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

続きまして大項目の3、給食費負担軽減対策、354万2,000円でございますが、米価の上昇に伴い、学校教育施設に対して、給食費の負担軽減対策を講じるもので、10月以降の米

の購入量に1キログラム当たり税抜き166円を乗じた金額、小学校分が196万2,000円、中学校分158万円を追加いたします。財源は一般財源となります、このたび国の補正予算が成立し、国の総合経済対策において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が措置されましたことから、次の補正予算にて財源を振り替えたいと考えております。

次に大項目の4、システム整備関係事業、127万4,000円でございますが、制度改正等に対応するため、システム改修等を実施するもので、①の生活保護システムについては、国の被保護者調査の調査項目の変更に対応するため、70万4,000円を追加するもので、財源は3ページ、7主な歳入の（4）、生活困窮者就労準備支援事業費等、国庫補助金35万2,000円で、残りは一般財源でございます。

2ページにお戻りいただきまして、②住居地等記録端末整備については、出入国管理及び難民認定法の改正に伴うもので、在留カードのICチップに住居地等を記録する端末機器の購入費、57万円を追加するもので、財源は全額国費と記載しておりますが、先日の全員協議会でご指摘いただいたとおり誤りでございます。正しくは3ページに記載のとおり、7主な歳入の（5）、中長期在留者居住地届出等事務、国庫委託金56万4,000円で、残りは一般財源となります。

再び2ページにお戻りいただきまして、大項目の5、基金管理費3億2,300万円でございますが、市債の償還に備え、減債基金に元金を積み立てるものでございます。財源は一般財源でございます。

次に、大項目の6、その他事業費の補正でございますが、主な事項を申し上げます。

（1）扶助費の①、生活保護扶助費1億4,000万円については、被保護者の増加や被保護者の通院、入院件数の増加に伴う医療扶助費の所要額を補正するものでございます。財源は3ページ、7主な歳入の（6）、生活保護費国庫負担金1億500万円で、残りは一般財源でございます。

2ページにお戻りいただき、②ひとり親家庭等医療扶助費406万9,000円でございますが、ひとり親世帯の通院、入院件数の増加に伴い、所要額を補正するものでございます。財源は、3ページ、7主な歳入の（7）、ひとり親家庭等医療費等助成事業、県補助金203万4,000円で残りは一般財源でございます。

再び2ページにお戻りいただきまして、（2）返還金、6,850万9,000円については、令和6年度に受け入れた国や県の児童手当負担金が過交付となつたため、返還が生じたものでございます。

3ページをご覧ください。大項目の7、主な歳入でございますが（1）一般寄附金については、先ほど申し上げましたが、ふるさと応援寄附金の歳入見込み額を20億円と見込み、6億円を追加いたします。

（2）から（7）につきましては、歳出でご説明したとおりでございます。

（8）、前年度繰越金につきましては、補正財源として留保しておりました2億4,004万円を計上いたしました。

（9）財政調整基金繰入金、5,614万6,000円の減額により財源調整を行っております。

次に、大項目の8、継続費の設定でございますが、小中学校の照明器具のLED化工事費として、令和7年度から令和9年度を期間とする継続費を設定することいたしました。設定額は4億3,800万円で、令和7年度は業者選定のみ行うため、年割額は、令和8年度が概ね6割となる2億6,050万円、令和9年度が1億7,750万円となります。財源は脱炭素化推進事業債、3億9,410万円で、残りは一般財源となります。

次に大項目の9、債務負担行為の設定でございますが、来年度当初から直ちに事業を執行するため、今年度中に契約の締結等を行う必要がある業務について、債務負担行為を設定いたします。主な事項を申し上げますと、①学童保育、子育て交流センター運営事業については、大項目の2で学童保育室の整備についてご説明いたしましたが、学童保育の受け入れ定員の拡充に伴い、指導員を増員する必要があるため、指定管理料が増額となります。設定期間は令和8年度から令和11年度、設定額は1億668万9,000円を追加いたします。これにより契約期間中の契約金額の総額は、7億6,845万7,000円となります。

次のページをご覧ください。

②の議場音響設備等機器購入でございますが、議場内の質問残時間や出席者の表示機器、議場内の音響設備等については、庁舎建設当時の設備を使用しており、議員の皆様もご承知のとおり、まれに機械機器の動作不良が生じることがありますことから、庁舎改修工事に合わせて、これらの機器の更新を計画いたしました。なお、議場内の改修のため、令和8年6月に第2回定例市議会の会場が保健文化センターホールとなりますが、これらの機器を活用し運営する計画としていることから、今年度中に業者選定を行ってまいりたいと考えております。設定期間は令和8年度、設定額は687万円となります。

このほかコピー用紙やトイレットペーパーの購入、都市公園管理業務など全17業務の債務負担行為を設定しております。

次に、大項目の10、繰越明許費の設定でございますが、執行期間が年度を越える見込み

のある事業として、①津波避難タワー整備事業、工事費と工事管理費を合わせて1億9,712万円の事業費となります。設計の遅れから今年度内の事業完了が困難と見込まれます。

また、②大網白里アリーナのランニングコース舗装修理、2,516万4,000円につきましても、年度内の事業完了が困難と見込まれることから、それぞれ繰越明許費を設定いたします。

以上が12月補正予算の概要説明となります。

なお、政府の総合経済対策が今国会で審議されており、子ども1人当たり2万円を給付する子育て応援手当や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が、予算措置される見込みでございます。

これに関連する市の予算については、現在調製中でございますが、子育て応援手当につきましては、国から速やかな給付が要請されておりますので、今議会で追加議案を提出させていただきたく準備を進めております。

また、重点支援地方創生臨時交付金で行う各種事業につきましては、市としても速やかな対応が図れるよう、準備が整いましたら、適切な時期に補正予算措置を図りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に議案第7号 大網白里市新財源検討委員会条例の制定についてをご説明させていただきます。議案第7号の説明資料をご覧いただきたいと思います。

まずははじめに制定の趣旨でございますが、新財源確保の必要性や自主財源の充実強化について幅広く検討することを目的に、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として大網白里市新財源検討委員会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

2の条例の内容でございますが、(1)委員会の所掌事務につきましては、市長の諮問に応じ、新財源の確保に関し必要な調査、審議を行うこととしております。

次に(2)委員会の組織につきましては、ア、委員は6人以内とし、学識経験者とその他市長が必要と認める者として、公認会計士や税理士等で構成することを想定しております。任期は2年、報酬は日額9,000円を予定しております。施行日は、公布の日としております。

委員会の運営予定でございますが、現在本市の財政状況や中期的な財政見通しを理解していただいた上で、新たな財源の導入や既存財源の拡充などの可能性を調査審議していくだき、令和8年度中を目途に、諮問に対する審査審議結果を答申していただくことを予定

しております。

その後新たな財政需要、例えば一部事務組合への負担金、特別会計への繰出金、社会資本整備などの財政課題に対する諮問に応じた審議を継続していきたいと考えております。

以上が議案第7号の説明となります。

財政課からの議案2件の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） ご苦労さまです。

ただいま説明のありました議案第2号及び議案第7号の内容についてご質問等があればお願ひいたします。なお、その際は議案番号をお示しください。どうぞ。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の方からは議案第2号、施設整備関係事業のうち、津波避難タワーのおよそ4,000万円の増額について、増額の理由は資材価格の上昇であるとか、人件費の上昇ということを根拠にされているんだけれども、前回、1億5,000万円ほど予算を組んだときの、その時の根拠。どの時点で試算して1億5,000万円という根拠を導き出したのか、その後に、その間に急激な物価上昇があったということなんだろうけれども、私はこういう個人的な見方からすれば、そのときの試算が甘かったんじゃないかと。

これ他のことにもいえる話なんですね。ちょっと話が逸れちゃって申し訳ないんだけど、他にもやはり大きな増額を求められたりしての経緯がありますが、やはりちょっと試算が甘い。

1つには、金谷川の改修に関して、JRの方の試算が当初より相当増えたと。やはりね、試算がちょっと甘い。これが3年、4年前の試算からの比較であれば、当然それが生じて仕方ないのかもしれないけど、ちょっとこのへんもう1回改めて説明してもらえますかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 まずご指摘のありました、当初予算の1億5,000万円の予算の根拠ということでございますけれども、令和6年10月末に2者の設計業者から見積書を徴収し予算計上しております。で、当初予算は予算の関係上、令和6年10月末時点の見積額で計上しておったんですが、実施設計で積算された工事費っていうのが、このところの物価高の影響がございまして、工事費が大幅に増加したというふうに伺っております。

委員もご指摘のとおりですね、最初の見積もりが甘かったのではないかというご指摘なんですけれども、ここ数年の建設新聞ですとか入札関連情報等を見てまいりますと、各自治体でも不調ですか、再度入札とかが目立っておりまして、私どもの市においてもです

ね、やはり1回目で落ちなくて、内容をさらに精査して2度目、3度目で落札っていうケースも増えてきておりますので、ちょっと、人件費とか資材の高騰の影響ってのは、なかなかちょっと予測できないっていう難しい時期だったのかなというふうに考えております。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 今の課長の説明だと、昨年の10月の試算に基づいたことだということなんですが、この間1年間の間に、それだけ増額したということなんだけど、ちょっと1年間で急激に上がったわけじゃなくて、それ以前からロシアのウクライナ侵攻のタイミングから資材価格の高騰、その後、働き方改革等を含めて人件費の増加というものが発生してきてるんですね。今後、やはりいろんなことを事業進めるに当たって、やはり試算というものをね、きちんとその時期に適した、後から足りなくなれば後からね、追加で予算お願ひすればいいやっていうことじゃなくね、しっかりとそのへん積算をしていただきたいと思います。

あともう1点、議案第7号なんですけど、これの新財源検討委員会。何かおぼろげな感じがしちゃうんですけど、新たな財源を第三者機関を組織して、どうしたらいいですかってお尋ねするような、なんかそんな感じに思えてしまうんですけれども、この辺についてもうちょっと細かくね、どういう考え方、以前は都市計画税の導入というお話もあったわけなんだけれども、それらを含めてこの新財源ということなのか。新たな財源を求めるということは、国に求める、あるいは県に求める、あるいは何かしら民間の事業者に求める、あるいは市民に求める。ね。それが新たな財源。アメリカに求めるわけにはいかないだろうから、そうなってくると新財源も必要だろうけど、やはり出づるを制する部分というのも当然必要だと思うんだよね。

だからそのへんも含めての何か考えるんだったらともかく、昔の悪代官じゃないけれどもさ、江戸時代じゃないんだけれども、その徴収することに躍起になりすぎるんじやないかなと。出づるを制する部分っていうものも、何かしら併せて検討すべきなんじゃないかなというふうに私は考えますけど、だから新財源というともう名称のごとく新たに取る、ことが念頭にあると思うんですけども、そればっかりでは本末転倒であって、やはり出づるを制する考え方っていうものも含めてやって、もし、この検討委員会ってのを作るのであれば、そういうことであって、然るべきなのかなと考えます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 私は2点ほどをちょっとお聞きしたいんですが、議案第2号なんですが、③の学童保育室、説明もいただいたんですけれども、5年生、6年生の受け入れで、また拡充しなければいけなくなつたと思うんですが、わかる範囲で結構なんですが、本当にお子さんが、お子さんが増えていく分には非常に喜ばしいことだと思うんですが、この点について、拡充っていうか計画というか、行政としてどういうふうに考えてらっしゃるのか。答えられる範囲で教えていただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 今回の、新年度からなるんですけれども、学童保育室については、高学年の受け入れも可能とできるように部屋の方の拡張っていうんですか、定員を増やすという方針で進めております。

現在は定員数が362人分確保しているんですけれども、この整備後の定員が490人まで拡張できると。128人分増員できるということで、今の見通しですと6年生まで学童保育室で預かるっていうことが可能になるんではないかということで進めておるんですが、募集の仕方としましては、一次募集と二次募集に分けまして、一次募集で4年生までまず募集をして、その募集申し込みの状況を見て、二次募集ではさらに募集をかけるという二段階で募集を行うというふうに聞いております。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 ありがとうございます。

今後いろんな状況また見ながらね、また進めていかなくちゃいけないのかなと思いますので、本当に子どもさんが増えてくれればいいことなんですね。また、その後の対策を今度は考えなくちゃいけなくなつたりとか、どういう人口比率っていうのは見てるんだと思うんですけどね、またよろしくお願いをしたいと思います。

もう1点お聞きしたいんですが、この同じ議案の第6にですね、扶助費の中で本当に本市の予算の中でもやっぱりこの民生費というか、扶助費がね、本当に大変だと思っております。

今年度というか、昨年から今年度の生活保護者のここは医療扶助費だけが出てるんですが、何名今いて、昨年から何名ぐらい生活保護をいただいている方がいらっしゃるのか教えていただいていいですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 被保護者の世帯と人数をいただいてますのでちょっとそれを申し上げますと、令和6年度の平均でですね、284世帯、332人の被保護者がいらっしゃったと。令和7年の9月末では、289世帯で334人の方が今、実際に被保護者となっておるということで、世帯で言うとプラス5、人数で言うとプラス2なんですけれども、ちょっと今年、今回、大幅に医療扶助費の方を増額させていただいたって申しますのがですね、既に上半期でですね2億円を超える医療扶助費を支出する見込みがありまして、残り半年ありますので、ちょっと推計していただいたところを、ざっくりですけれども、倍の予算を要求させていただいたということでございます。

以上です。

○上代和利委員 ありがとうございました。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかに。

猪崎議員。

○猪崎紀人委員 議案第2号で2点、あと議案第7号でもちょっと質問あるんですが、まず議案第2号の施設設備関係事業費、2のこの①と②、津波避難タワーとアリーナの修繕なんですけれども、これ市債が書かれてますが、これ交付税措置のある特定事業債なんでしょうか。それと、そうだとすれば、その交付税措置率も教えてもらいたいんですが。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 まず、津波避難タワーでございます。

公共事業等債というものを借り入れる予定なんですけれども、こちら充当率90パーセントで、交付税の算入がそのうちの50パーセントというものでございます。

それから、アリーナのランニングコースでございますけれども、こちらが公共施設等適正管理推進事業債というものでして、充当率は90パーセント、そのうちの交付税の措置額が40パーセントの起債を充てるということにしております。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。わかりました。

次に5の、基金管理費の方なんですが、これ減債基金の積み立てということなんですけれども、まずこれ何で今、補正予算でこの金額が出てきたんでしょうか。お願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 今回、前年度の繰越金の2億4,000万円だったですかね、そういう財源

もありまして、減債基金に関しましては、今後、清掃組合の負担金ですとか、大きな事業を控えてますので、将来の償還財源に備えるために、減債基金に積んでいるという形をとっております。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ちなみに今、減債基金の現在高っていうのはどれくらいでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 補正後の基金残高ですけれども、12億5,266万円という残高になっております。

（「貯まりましたね」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。

続いて議案第7号なんですけれども、こちら「持続可能な財政運営に向けた取組み」というので、あれにもきちんとその財源、この財源を確保していくということが明記されたたと思います。

そうすると、この委員会自体が、何のための委員会なのか。もう既にそのへんは財政課さんの方ではもう組み立ててそれに向かって動いてるものだと私は思ってます。なのにまたこの委員会ができるので、さらにこれこの委員会で作ったものを何に使おうとしてるのか。何のための財源なのかっていうのも、ここには全く書かれていないので、いや福祉に使いますすとか、建設に使いますと何かしらあるはずなんんですけど、それらもないので、これ本当に何のための委員会なんだろうなというのが素朴に疑問を感じました。

お願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 制定の趣旨にもありますとおり、新財源確保の必要性や自主財源の充実強化について、幅広く学識経験者の方から、ご意見を頂戴したいという趣旨で、今回、委員会を設置したいという条例を出させていただいたわけなんですけれども、この中にはもちろん都市計画税、議会の中でもいろいろご意見いただいた中で、都市計画税については、なかなか目的税ですので、ハードルが高いというところが率直な、府内の会議の中での意見も出てましたので、そこも含めて広く財源、求める必要があるだろうというところが、この条例設置しようとするような発端になっております。

いろいろ法定外普通税だったり、超過課税だったり、いろいろ策があると思うんですけど

れども、先ほど北田委員もおっしゃったように、まずは歳出の方の業務の効率化を通して歳出の削減にも努めていかなければいけないなとは思っているんですけども、いかんせん今後見込まれている大型事業に向かっていった時に、なかなか投資に回すほどの余力が出てこないような状況をちょっと見通してますので、何とかしてこの局面を開拓したいという思いでございます。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 先ほど言いました「持続可能な財政運営に向けた取組み」っていうのは、きちんと出されてらっしゃって、あるいはきちんとこれをやっていきますということが書かれている上で、この委員会が必要な理由っていうのはどういうところにあるんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 山本副課長。

○山本卓也財政課副課長 「持続可能な財政運営に向けた取組み」その中には項目的に歳入では8つぐらい項目があるんですが、その具体的な実行策、そういったものをこの委員会の中で検討していくような、例えば都市計画税の導入はどうやっていくとか、していくとか、あとは使用料とかその受益者負担についてはどうしていく、そういう細かいことをお話し合いしていただく、方策をお話し合いしていただくっていうのがこの委員会、新財源検討委員会っていうふうにこちらは考えております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 それであれば、皆さんの方が現場をよく知ってるし、学識経験者とか、その会計士だとかっていう全く本市のことを実情をあまり知らない人たちが話すよりも、皆さんのような、財政のこともよくわかってらっしゃるし、市のこともよくわかってる方が考える方がよっぽどこんな委員会作るよりか、いいんじゃないでしょうか。と僕は思いますが、いかがでしょう。

○委員長（土屋忠和委員長） 課長、

○森川裕之財政課長 非常に難しいところを投げかけられていると思っております。申し訳ございません。

そうですね、外からの新鮮な目で見ていただくというのと、専門性を持った方をちょっとこれからお願いしていきたいなとは思っておるんですが、そういう面で外部からご意見頂戴した方がいいんではないかということでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

北田委員。

○北田宏彦委員 もう1点だけ。

今、猪崎委員の議案第7号に関連して、例えばこの新財源検討委員会において、答申が、どういう内容かわからないけど、いずれ出してもらいますよね。その答申に即した形で執行部はどちらかの新財源なのか何かを徴収するような形の、具体的な形を進めていくという前提なの。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 この質問、全部の質問機関が、市長の審議事項に対して答申という形で出していただくようになるんですけども、答申の内容はもちろん尊重はしますけども、最終的には議会の議員の皆様でしたり、市民の方にご理解いただけるかっていうところも重要ですので、そういうところは、市の内部でも十分検討した上で、新しい歳入を導入するとかっていうことを検討していくということでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 くれぐれもこの委員会の答申を受けて、あたかもお墨付きをもらったんだっていうようなスタンスで進めない方がいいのかと思いますよ。

我々議会の方ともよく相談しながら物事を進めていかないと、いけないと思います。
以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

斎藤委員。

○斎藤完育委員 私から2点伺いたいと思います議案第2号の8の継続費の設定というところの、小中学校のLED化なんですが、ここで2点、LED化する、蛍光灯が使えなくなるというところもあると思うんですが、LED化してコストが減るのかってのが1点と。

あとこれ、複数年にわたる工事費ということなんですが、いろんな工事で人件費の高騰とか物価高騰っていうのは出てくるのかなと思うんですが、その度に補正は予算を組むのか、この、もちろんそうなったら組むんでしょうけど、その時にこの脱炭素化推進事業債、この金額はもうこれで決定しているものなのか、それともまたその物価高騰とか人件費の高騰ってなってこの予算が膨れ上がったときに、あくまでもこの充当率が90パーセントと

いうようなものが担保されるのかどうかというこの2点を伺いたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 今回のLED化に対する工事については、委員のほうでご指摘いただい
たとおり、物価高騰も踏まえて今回は予算計上していたところなんですが、最悪工
事に足りないと、落札されなかつたっていう場合には、再度精査しまして増額をお願いす
る場合があるかもしれません。

ただし、起債に関しましては、市が投入する一般財源に対して充当率90パーセントって
いうものを掛けますので、もちろん工事費が増えれば、起債の額もそれに応じて増えてい
くというふうになっております。

ただ、増額がないように進めたいとは思っております。

それと、削減額ということですけれども、LEDにしますと6割ぐらいの削減が見込ま
れるんではないかというふうな試算をしております。令和6年度の実績で比較しますと、
蛍光灯の使用量が約5,200万円でございますけれども、これLED化しますと、年間で約
2,000万円以上は削減できるというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 議案第2号の施設整備関連事業ですが、①の津波避難タワー
について、他の委員からも、当初予算からずさんな計画だったと、厳しい意見が相次い
でいたと思います。

それに対して、資材価格増、人件費増ということを言っていましたが、実際に見積り2
者取っただけで、担当課は資材価格が何パーセント増で、人件費が何パーセント増だった
のか、あとは不適切な見積もりミスだったんじゃないとかねそういうことは全くおそら
く理解してないと思います。

答えろと言っても答えられないと思いますから質問しませんが、これね、もうタワーが、
そもそも計画50年、70年持つなんてこともない、もう10年ももたないということがね、こ
れ近隣都市でもわかったしね、あと私がこの間一般質問等で指摘してるとおり、この陸閘
が閉まって何千人の人が大挙して押し寄せるようなそういう状況の中でね、果たしてこん
なタワーそのものの存在が、その津波避難計画において必要なものなのかどうか、今もう
ね見直しするそういう良いきっかけではないかって私は思います。

できるだけもう4,000万円かかんないような縮小した計画で造ってね、その分で、その分というか、その分じゃ全然足りないですけれども、ソフト面、そして遠くにできるだけ逃げるための計画に組みかえる必要があるんじやないのか、そんなふうに思うわけですが、できるだけ小さなものにして造るということは可能なのかどうかお答えいただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 タワーですけれども、そもそも避難ステージですね、避難ステージの高さと面積っていうのは、避難者の、その地域の避難者に応じて計画されてるものと理解しておりますので、規模を小さくするっていう考え方は、おそらく担当課も持っていないんだろうと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） そういう計画なら、もう一旦中止して計画そのものを見直すべきだと申し上げます。

3番の給食費の負担軽減対策について質問しますが、今回、米価166円キロ当たりということで計算されていますけれども、これまでいくつかほかの対策もしてきたとは思うんですが、この10月以降、米以外の負担増っていうのは特にないのか、考えてないのか、これだけで十分なのかちょっとお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 今回、給食費の負担軽減対策ということで各課の方から上がってきたものは、管理課で言いますと、米の値上がり部分だけでございました。

今回、国の方の経済対策もございましたので、再度、担当課の方にも確認しましたけれども、一応この今回の米の値上げ分を措置していただければ、やっていけるというふうに伺っております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今度議案7号についてなんですが、全員協議会でも質問しましたが、地方財政法とか、地方税法、あとは地方自治法の専門家、学識経験者として呼んで協議してもらうという話だったんですけど、ところが交通費も含めてね、弁当代も含めてね9,000円しか出ないっていうふうに言ってるわけで、日当9,000円って言っても2時間ですよ2時間、往復どこから来るのかわかんないけど、その拘束するのは半日は拘束することになるわけですけれども、半日拘束するのにね、弁護士、公認会計士、あるいは学

識経験者、地方財政法、地方税法、地方自治法の専門家の当てがあるのか、お答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 まだいろいろ資料を集めている段階でして、どなたにもお声掛けというか、している段階ではございません。

半日拘束して9,000円なのかというお話ですけれども、ちょっと試験的にですね、これまだ決定ではないんですけども、職員もネットを通じて、オンラインで会議をやったりする機会が増えておりますので、そういうものを導入してやれないかなということで、ちょっと検討したいなと考えております。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 課長がどんなふうに理解してるか知らないけれども、大学の先生が大学でね、90分講義するために、一体その90分の講義のためにどれだけ勉強してると考えますか。

課長お答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 すみません不勉強で私、よくわかりません。申し訳ございません。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） おそらくね、少なくともその90分のためにはその何倍もね、下手すりや何十倍も勉強してますよ。そういう中でね、この簡単に、まだお声掛けしてませんっていう、そういう話だけどね、一体どこにお声掛けするんですか。

どういった手法でどこにお声掛けするのかちょっとお聞かせください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 現在、各審議会等々にもですね、財政学のほうに長けてる方もいらっしゃいますので、そういう方にお声掛けしてみたりですね、あとはちょっと手元でいろいろ調べてるんですけども、県内にもそういう財政に明るい方、税務に明るい方いらっしゃるようですので、そういう方にちょっとお声掛け。訪問をして、お願いできればなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） まあね、大学のね大学生に対して講義するだけだったらね、

一般論はしやべってればねその人の研究の成果の中でね、10年、20年、地方財政法とか勉強してる先生だったらね、じやあ90分どころか1時間でも2時間でも3時間でもそれはしゃべれると思いますよ。

ところが今回必要なのは大網白里市についてね、どういう状況でどういうものなのかつてことをきちんと調べてもらう必要があるわけですね、そうなったら、そんなねネットでちやんちやんみたいなね、Zoomでちょんちょんみたいなそんな話ができるわけないんじゃないですか。おかしいでしょう。何を言ってるんですか。

こんなものをしかも年を跨ってね、2年かけてねやるなんていうね、2年じゃなくて1年半ですか。

これはねもう明らかにねやった感を出してね、都市計画税を導入するしかないだろうという結論に導くためとしか私としては思えない。とても思えない。何かもうちょっと議案引っ込みでね、この説得力のあるものを出してこいって言いたいです私としては、まあ以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他に質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 財政課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（財政課 退室）

○委員長（土屋忠和委員長） あの、傍聴者の方は大丈夫ですか、引き続き。

（「ちょっと喉が痛いので」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 大丈夫ですか、退出しますか。

・議案第 9 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、
千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千
葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に關す
る協議について

○委員長（土屋忠和委員長） 次に議案第 9 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公

共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 総務課でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 総務課の皆さんご苦労様です。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願ひいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第9号の説明をお願ひいたします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） では、まず職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かって、私の右側、課長の高橋でございます。

○高橋和也総務課副課長 よろしくお願ひします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） その隣が行政班長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 よろしくお願ひします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 向かって左側、私の隣が人事班長の猪野でございます。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 よろしくお願ひします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 最後に私、総務課長の田邊でございます。お願ひします。

では着座にて説明させていただきます。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） では総務課からは、議案第9号について説明をさせていただきます。

こちらは千葉県市町村総合事務組合に関するものでございまして、この総合事務組合を組織しております、本市も総合事務組合の会員というふうな形になっているんですけども、その中で、今回、構成団体の数が減少することとなりました。それと合わせて、その総合事務組合が行っている共同処理業務、それについても、1点修正がございました。お

手元の資料の2番に改正の概要が書いておりますので、そちらを見ていただきたいと思います。

この概要でございますが、総合事務組合を組織する団体のうち、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団、それと南房総広域水道企業団、これが令和8年3月31日解散するというのがまず1点目の理由でございます。

このうち、九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団、この2つの企業団につきましては、用水供給事業体ということで、県の水道と統合する形になります。それに伴いまして、九十九里、南房総、それぞれ形としては消滅というスタイルをとることになります。それと三芳水道企業団、こちらは用水供給ではなくして末端の給水事業体になっておりまして、南房総広域水道企業団の一末端組織というふうな形で存在しているところでございますが、こちらにつきましても、三芳、鴨川、南房総、鋸南、それぞれの水道事業が合併いたしまして、安房郡市広域市町村圏事務組合、こちらの方に統合されるという形になります。

そのため、共同処理をしている団体から除外をされる、併せて規約についても改正する、これが1点目の内容でございます。

2点目でございますけれども、この総合事務組合が共同処理している事務の中で、職員の採用試験に関する合同実施という事務がございます。それが今回廃止されるという形になります。こちらも共同処理の内容から除外する旨の規約の改正を行おうというものです。

以上が議案第9号の内容でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ただいま説明のありました議案第9号の内容について、ご質問等があればお願ひいたします。

いかがでしようか。

（「ありません」「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） では質問がないですね。

では、総務課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（総務課 退室）

○委員長（土屋忠和委員長） これより議案の取りまとめを行います。

議案第2号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ござ

いませんか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 質疑の中で申し上げたとおりでございますが、議案第2号について、施設整備関係事業の津波避難タワーは、当初の予算がずさんな計画であったということが明らかになり、その後、タワーが長持ちしない事実や、また、陸閘が早く閉まってしまう中での避難計画等が曖昧であること、そういうことを考慮すると、この計画を進めるべきではなく中止して、再度考え直すべきものであると私は考えます。

以上の理由から、議案第2号には反対いたします。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他にないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 大網白里市新財源検討委員会条例の制定について、ご意見、討論等ございませんか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 議案第7号について、新財源検討委員会条例の制定ということですが、制定の趣旨も大変曖昧だし、委員がこの内容で的確に選任できるかどうかも非常にあやしい内容だと考えております。

こんなものを、本市の財政状況の中で2年もかけてやってる場合ではないというふうに考えます。一刻も早く、これは市長、副市長を中心として、新財源については明確な答えを出していくべきだと考えます。

また、この無理な新財源検討委員会を作つてまでやろうとしているのは、これは、駄目だった時に都市計画税導入しかないというための言い訳のために、新財源検討委員会条例を制定しようとしているのではないかということすら、疑うような内容だと考えます。

以上の理由から、議案第7号に反対します。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 私は先ほども質問したとおり、「持続可能な財政運営に向けた取組み」ということで、もうすでにやっているはずなんですね。そこをまた委員会を作つて、しかもその委員会が、本市のことをほとんど知らない人たち、学識経験者とか、公認会計士とかが集まって2年の時間を使ってやるのは、ちょっと私もこれはおかしいのではなかろうかなと思って私も反対しております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方。大丈夫ですかね。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって、議案7号は否決いたしました。

最後に、議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご意見等ございませんか。

（「なし」「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは付託議案に対する審査の結果の採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（土屋忠和委員長） 次にその他ですが、何かございますか。

なければ以上で協議事項とその他を終了したいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） それでは以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

（午後 2時32分）